

もう しゃ
盲ろう者ととともに咲く

神奈川盲ろう者
ゆりの会



盲ろう者とは？

盲ろう者とは、**目と耳に重複障害のある人**の総称です。

(身体障害者手帳に視覚障害と聴覚障害の両方の記載がある人のこと)

「盲ろう者」は、障害の程度により次の4つに分けられます。

*全盲ろう	まったく見えない／まったく聞こえない
*全盲難聴	まったく見えない／少し聞こえる
*弱視ろう	少し見える／まったく聞こえない
*弱視難聴	少し見える／少し聞こえる



さらに、

- ・他の障害も重複するかた。
 - ・先天的に盲ろう障害のため、言語獲得の歩みが緩やかなかた。
- など、様々な背景と個性をもつ仲間がいます。

盲ろう者はどのくらいいるの？

障害者総合福祉推進事業「盲ろう者の生活状況等に関する実態調査」(令和6年度)に基づく推定数によると、全国に**9,313人**(推定)の盲ろう者がいます。※視覚と聴覚の両方の障害の身体障害者手帳を有する者。

そのうち、神奈川県には(令和7年4月1日)**477人**(推定)の盲ろう者がいます。

通訳・介助員について

盲ろう者が外出して活動するなどの社会参加のために情報保障や移動介助を担う人を、**通訳・介助員**といいます。

盲ろう者は、通訳・介助員を派遣する公的サービスを利用できません。しかし、実際に通訳・介助員派遣事業に登録している県内の盲ろう者は推計盲ろう者数の1割程度です。

登録が進まない背景には、盲ろう者が必要な情報を得ることの難しさがあります。だからこそ、当事者団体の人と人のつながりによる情報の橋渡しが大きな意味をもちます。

※通訳・介助員派遣事業については、7ページの「盲ろう者の関連団体情報」をご参照ください。



盲ろう者のコミュニケーションの方法とは？

盲ろう者は1つ、または複数の方法を組み合わせて会話をします。

【盲ろう者に情報を伝えるとき】

手話・指文字を使う方法

基本的には通常の手話・指文字と同じですが、盲ろう者の見え方に合わせた工夫を加えます。

(※指文字：日本語の50音を指の形で表現する方法)

触手話：相手の表している手話の形を手で触れて読み取る。(主に全盲の場合)

接近手話：盲ろう者から見やすい距離・範囲で手話を表す。(主に弱視の場合)



触手話

点字を応用して使う方法

指点字：盲ろう者の左右の人差し指、中指、薬指の6指を点字タイプライターの6つのキーに見立てて直接指に触れて伝える。

ブリスタ通訳：速記用点字タイプライター「ブリスタ」(ドイツ製)で打たれた用紙の点字を読み取る。

点字ディスプレイ：点字ディスプレイ(ブレイルメモ等)をパソコンやスマートフォンに接続し、文字情報を点字で読み取る。



指点字



ブリスタ



点字ディスプレイ

音声を使う方法(聴力が残っている場合)

盲ろう者の聞こえの状態に合わせて、声の高低・強弱・速さなどを調整します。

肉声：耳元で話す。

マイクロフォン：補聴器や人工内耳に音声を直接送信できるマイクロフォンを利用して伝える。



マイクロフォン

文字を使う方法(視力が残っている場合)

筆談：筆談ボードや紙等に、見やすい大きさ・太さ・色の文字を書いて伝える。

パソコン要約筆記：盲ろう者と通訳者のパソコンをつなぎ、通訳者が入力した文章を盲ろう者のパソコンに表示する。

文字起こしアプリ：スマートフォン等の文字を表示するアプリに音声や文字を入力し文字で伝える。



パソコン要約筆記



文字起こしアプリ

手のひらを使う方法

特別な技術が不要で誰にでも使えるのが特長です。

手のひら書き：盲ろう者の手のひらに、ひらがなやカタカナを1文字ずつ指で書いて伝える。

図や形を伝えるときに、背中に指で書いて伝える方法もあります。



手のひら書き

その他の方法

身振りサイン：身振りを使って伝える（先天性盲ろう児や他の障害を併せもつ盲ろう児・者など）。

オブジェクトキュー：共通のルールを取り決めた具体物「オブジェクトキュー」（スプーン、聴診器等）を使って伝える。



身振りサイン

【盲ろう者から発言するとき】

その人が身につけている方法（音声・手話・指文字・指点字・スマートフォンに入力した文字・身振り等）を使って伝えます。

複数の方法が使える盲ろう者の場合は、その場の状況や相手に合わせて使い分けます。



団体紹介

神奈川県盲ろう者ゆりの会（略称：ゆりの会）

設立日：平成11年5月16日

目的：神奈川県に在住・在勤・在学する盲ろう者とそのご家族、そして活動を支える協力者との交流を通じて、盲ろう者の福祉を向上し、盲ろう者の自立と社会参加を促進することを目的とする当事者団体です。

当会は、盲ろう者はもちろん、ご家族、活動をともに考え支える協力者、そして理念に賛同して応援して下さる方など、どなたでも参加できます。



活動内容



交流会



みかん園にて



盲ろう者による講演会

学習会(コミュニケーション対策部)

「コミュニケーション学習会」では、触手話・接近手話・指点字・音声による通訳・介助の学習を、「誘導・介助の実習」では、体験を通じた実践練習などを行います。

交流会(企画部)

お花見やクリスマス会など、盲ろう者と協力者が集い、対話と交流を楽しむ集いを企画・開催します。

講演会(コミュニケーション対策部/事務局)

盲ろう者向け：お暮らしに役立つテーマや他団体の盲ろう者の体験を聞く会など。
一般向け：盲ろう者への理解推進と啓発を目的とした講演会を開催。

会報「ゆりメール」発行(編集部)

交流会・学習会・講演会の案内、活動報告、取り組みなどを紹介します。会報の形式は、墨字/メール/点字/録音 から選択できます。

講師派遣(出張講座)

地域サークル・学校・企業などへ出向き、盲ろう者の暮らしやコミュニケーションを伝えます。



会報ゆりメール墨字版

信号機委員会

「高齢者・視覚障がい者・盲ろう者用LED付音響装置振動付信号機」の設置を広める活動を行っています。

そのほかの活動

地域サークル、勉強会、イベント連携、協働企画など。



会議風景

入会案内

一緒に活動する仲間を募集しています

神奈川盲ろう者ゆりの会の交流会や学習会で、盲ろう者との出会いと対話の時間をともに過ごしてみませんか？

ゆっくりだけれど味わい深い、心に届く盲ろう者との交流があります。ゆりの会一同、心よりお待ちしております。

会員区分と年会費

会員区分	年会費	議決権	入会資格
正会員	4000円	あり	神奈川県在住・在勤・在学の方
家族会員	1000円	あり	正会員の盲ろう者と同居する家族
賛助会員	3000円	なし	会の目的に賛同し、支援する方

会費は、会の活動を続けていくための大切な基盤として、活動運営、会報「ゆりメール」の制作・発行、交流会や学習会、講演会などの企画・開催に活用されています。

入会手続きの流れ

【1】入会申込書の提出

WEB入会フォームから送信。

または、申込書をFAX・郵送・手渡しでも受付。

※申込用紙希望は事務局へ連絡／ホームページからダウンロード可。



【2】会費の納入

ご希望の区分の年会費を下記の口座に納入してください。

郵便振替口座：00250-8-11251（神奈川盲ろう者ゆりの会）

ゆうちょ銀行：店名〇二九（ゼロニキュウ）0011251神奈川盲ろう者ゆりの会

※振込手数料はご本人負担となります。

【3】入金確認後、名簿に登録。→翌月より会報「ゆりメール」送付

会報は、墨字版／メール版／点字版／録音版から選択できます。

盲ろう者の関連団体情報

神奈川県盲ろう者支援センターのご案内

神奈川県より事業委託を受け、社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会が盲ろう者通訳・介助員派遣事業と相談事業を行っています。

以下、神奈川県聴覚障害者福祉センターのホームページより転記。

(1)盲ろう者通訳・介助員派遣事業

【無料】盲ろう当事者が利用するもの

- ・派遣を受けることができる者

神奈川県内に在住（在宅）の、視覚障害又は聴覚障害の程度が4級以上で、視覚障害と聴覚障害との重複による障害の程度が1級又は2級の方です。

- ・派遣を受けることができる場合

病院への通院や冠婚葬祭、官公庁での手続きなど、社会生活の上で必要不可欠な場合です。ただし、次のような場合には、派遣できません。

通勤、通学、営業活動など通年かつ長期にわたる外出など。

- ・利用料金 無料です。ただし、通訳・介助中の通訳・介助員の交通費、施設利用料などは盲ろう者の負担になります。

- ・利用方法 あらかじめ登録が必要です。

【有料】行政、企業、学校等が利用するもの

会議や行事に盲ろう者を招く場合や雇用している盲ろう者が研修を受けるなどの場合に所定の用紙にて申請いただき通訳・介助員を派遣します。

- ・利用料金 有料です。派遣時間に応じ派遣費を定めています。

(2)相談事業

神奈川県内の盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障害のある方）ご本人や、盲ろう者とのコミュニケーション・支援等にお困りの方（ご家族・市町村福祉担当職員・介護事務所・近隣の方々）を対象とした相談受付窓口です。

相談方法

【面接相談】※予約制

- ・神奈川県聴覚障害者福祉センター内（〒251-8533 藤沢市藤沢933-2）

実施日：火曜日～土曜日（予約制） 相談時間：9時～11時、13時～15時

- ・神奈川県横浜西合同庁舎6階（〒220-0073 横浜市西区岡野2-12-20）

実施日：火曜日～金曜日（予約制） 相談時間：9時～11時、13時～15時

【電話相談】電話番号：0466-90-5727

実施日：火曜日～土曜日 相談時間：9時～11時、13時～15時

【FAX相談】FAX番号：0466-90-5727

【メール相談】メールアドレス：moro-sodan@kanagawa-wad.jp

詳細については、神奈川県盲ろう者支援センターにお問い合わせください。

※支援センターはゆりの会とは別団体の相談窓口です。

盲ろう者とともに咲く 神奈川盲ろう者ゆりの会
2026年3月発行

連絡先

神奈川盲ろう者ゆりの会 事務局

メール mo-ro-sha@kanagawa-db-yurinokai.com

Fax 045-568-4972 (川島 方)

郵便送付先

〒221-0822 西神奈川郵便局留 神奈川盲ろう者ゆりの会

ホームページ <https://kanagawa-db-yurinokai.com/>

Facebook <https://www.facebook.com/dbyurinokai>

ご寄付のお願い

皆様からのご支援は、会報発行・イベント開催などの活動に
大切に活用させていただきます。

【郵便振替口座】 00250-8-11251

【ゆうちょ銀行】 店名〇二九（ゼロニキュウ）0011251

